

## 博物館実習生の取扱いに関する協定書

熊本博物館(以下「甲」という)と実習希望者の所属する大学(以下「乙」という)とは、乙からの要請により甲が博物館実習生(以下「実習生」という)を受入れるにあたり以下のとおり協定する。

### (目的)

第1条 甲は、実習生に対し、博物館実習の機会を提供するとともに、実習生の行政に対する理解を深めることを目的として、乙から実習生を受入れるものとする。

### (実習期間等)

第2条 実習生の氏名、所属学部(学科)、実習期間、実習内容等は別紙のとおりとする。

### (服務等)

第3条 実習生の受け入れ期間は1実習生につき、原則1週間以内とする。

- 2 実習生の実習内容は、甲が決定する。
- 3 実習生の実習時間は、甲が決定する。
- 4 甲は、実習生に賃金、報酬、手当及び旅費を支給しない。
- 5 甲は、乙及び実習生より謝礼等は一切受け取らない。
- 6 実習生は、実習期間中は甲の職員の指示・指導を仰ぐものとする。
- 7 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 8 実習生は、実習中に知り得た個人情報などの機密事項を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- 9 実習生が、故意又は過失により前2項の規定に反する行為をした場合は、乙及び実習生は連帯して、被害を受けた者に対して責任を負う。
- 10 乙及び実習生は、実習中の事故に備え、予め損害保険等に参加し、実習中の事故に際しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 11 実習生の提出した書類に虚偽の記載があった場合は、甲の判断により、実習を中止することもある。

### (実習の評価)

第4条 甲は実習終了後、実習終了の認定及び簡易な成績評価のみ行なう。

### (レポートの提出)

第5条 甲は市政に反映するため、実習終了後、実習生にレポート・アンケート等を提出させることができる。

(誓約書の提出)

第6条 甲は実習生及び乙から第3条の規定を遵守する旨の誓約書を提出させることができる。

(その他)

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、並びに改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

令和 年 月 日

甲 熊本市古京町3-2  
熊本博物館長

印

乙 大学学長

印